十一　設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類

十二　設置者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類

十三　設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当を出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四　設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類

3　（略）

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（土壌等の除染等の措置等の委託の基準） **第五十九条**　法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　受託者が次のいずれにも該当しない者であること。 イ　精神の機能の障害により土壌等の除染等の措置若しくは除去土壌収集等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ～ヲ　（略） 三～十　（略） （特定廃棄物の焼却を行うことができる者） **第六十一条**　法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一　国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者（以下この号において「焼却受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であって、次のいずれにも該当するもの イ　（略） ロ　次のいずれにも該当しないこと。 (1)　精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2)　第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者 ハ・ニ　（略）	（土壌等の除染等の措置等の委託の基準） **第五十九条**　法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　受託者が次のいずれにも該当しない者であること。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ～ヲ　（略） 三～十　（略） （特定廃棄物の焼却を行うことができる者） **第六十一条**　法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一　国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者（以下この号において「焼却受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であって、次のいずれにも該当するもの イ　（略） ロ　第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。 ハ・ニ　（略）